

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 2 7 日

関係各位

建設局技術管理課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
の改訂について（参考）

日頃より、技術管理行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

施工中の工事及び業務の対応については、令和 2 年 6 月 1 5 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（事務連絡）」等により、引き続き、適切な対応をお願いしているところです。

このたび、国土交通省にて作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 7 月 1 日版）」が改訂され、別添のとおり事務連絡がありましたので、参考送付いたします。

【問い合わせ先】

建設局 技術管理課 技術管理係

TEL : 048-829-1515（内 3594）

FAX : 048-829-1988

E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp

【主な改訂内容】

厚生労働省において、集団感染発生事業場における要因分析等を踏まえ「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の改訂を行うとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について最新の状況を踏まえた留意事項等が取りまとめられたところです。これらを踏まえ、改訂が行われています。主な改訂内容は下記のとおりです。

① 感染防止のための基本的な考え方

- ・職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、従業員等それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、建設現場やオフィス等の実態に即した対策に取り組むことが必要。
- ・事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての従業員等に伝えるとともに、従業員等も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がける。
- ・①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施。
- ・「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要。

② 別紙8-1「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト(R2.8.7版)」

- ・感染予防のための体制
- ・配慮が必要な労働者への対応等
- ・熱中症の予防

③ 別紙6「新型コロナウイルス 職場における「4つ」の対策ポイント」の活用

④ 別紙10「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。」の追加

⑤ 別紙11「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る労災認定事例」の追加